

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1184号

2024年（令和6年）11月7日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 飯島 奈津子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2024年（令和6年）10月24日付けで諮問（第1184号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号利用法等、関連法が公布され、導入された番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入された。

これら関連法により国民一人ひとりに付番された、個人番号をもとに2017年（平成29年）1月から社会保障、税、災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報及び税に関する情報並びに他の給付状況等の情報連携が行政機関間において行われています。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」

という。)が運営する「情報提供ネットワークシステム」を介して行われている。

番号利用法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を「特定個人情報保護評価」という。なお、個人の番号を保有する事務については、「特定個人情報の保有数」、「情報の取扱者数」、「過去に重大事故発生の有無」によるしきい値判断を行う。

「個人の市・県民税・森林環境税に関する事務」のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分、情報の取扱者数は、市民税課職員及び業務委託先の従業員約107人、そして、過去に重大事故の発生は起きていない。以上のことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。全項目評価に該当した事務については、番号利用法第27条及び第28条、「特定個人情報保護評価に関する規則」並びに「特定個人情報保護評価指針」に基づき、評価書作成から一定期間経過後や保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、住民からの意見を聴取し、意見の反映後に第三者機関による点検（諮問）を行う。

個人の市・県民税・森林環境税に関する事務は、地方公共団体ごとに基幹業務システムを構築・運用しているが、2021年（令和3年）9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、当該システムを国の定める標準基準に適合させ、国が地方公共団体に対し提供するガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムへ移行することが義務付けられた。

同法に基づき標準化の推進を図るための基本方針として策定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、令和7年度までに当該ガバメントクラウドの標準準拠システムへ移行するための環境整備を行うこととされている。本市の個人住民税システム、宛名管理システムを標準準拠システムに移行するためには、令和6年度中にシステム改修に着手する必要があることから、個人の市・県民税・森林環境税に関する事務について再評価を実施したため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、現行の特定個人情報評価書（個人の市・県民税に関する事務全項目評価書）については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1025号により承認を受けている。

(2) 評価書の概要

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム
個人の市・県民税・森林環境税に関する事務及び使用するシステムは以下のとおり。

- (ア) 賦課期日時点居住者の特定個人情報を住民基本台帳システムから宛名管理システムを経由して取得し、本市居住者に市・県民税申告案内及び申告書を送付する。
- (イ) 本人や本人の代理者等から提出される市・県民税申告書や、企業や事業所、年金保険者、他市町村等から提出される紙の申告・申請・届出等から賦課に必要な情報を取得し、企業や事業所、年金保険者から電子データで申告・申請・届出情報等が提出される場合や、国税庁や税務署から電子データで確定申告書等が提出される場合は、一般社団法人地方税共同機構を経由して、電子申告システムや国税連携システムに申告・申請・届出情報等を格納し、個人住民税システム及び住民税課税支援システムへ連携する。市・県民税申告書や申告・申請・届出情報は特定個人情報が含まれている。
- (ウ) 申告・申請・届出情報を個人住民税システムに入力する。
- (エ) 庁内データ連携により生活保護受給者情報等、賦課に必要な他業務の情報を取得し、個人住民税システムに入力する。
- (オ) 情報提供ネットワークシステムから中間サーバーと団体内統合宛名システムを介して他市町村居住の被扶養者情報を取得する。
- (カ) 賦課決定後、個人住民税システムで納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知データを作成し、通知の作成・発送を行う。
- (キ) 納税者からの申請に基づき、税額減免決定を行い、減免申請に対する税額通知を送付する。
- (ク) 庁内データ連携により、庁内他業務に所得情報等を連携する。
- (ケ) 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村に所得情報等を提供する。

その他の事務は、評価書別添 1 に記載した事務の内容のとおり。

イ 対象ファイル

(ア) 課税対象者情報ファイル

課税対象者情報ファイルは、番号利用法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての情報を蓄積したファイル。ファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録されて

おり、平成27年10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の入手は、本人もしくは代理人からの申請等に加え、市民窓口センター、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等を介して、都度入手することとなる。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税対象者を管理するために使用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は評価書の10ページの委託事項1に記載のとおり。

このファイルの情報は、他自治体との二重課税を防ぐため、紙及び一般社団法人地方税共同機構を介して提供を行う。内容は評価書の11ページに記載のとおり。

このファイルの情報の保管・消去については、地方税法第17条の5（更正・決定等の期間制限）に則り、法定期限の翌日から起算して7年の保存期間が設けられ、期間を過ぎた情報は、必要に応じて物理的に削除を行っている。また、紙媒体については、シュレッダーによる裁断又は市が指定した守秘義務を課した委託業者による廃棄処分を行っている。

(イ) 課税資料ファイル

課税資料ファイルは、番号利用法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての課税資料情報を蓄積したファイル。このファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録されているもので、課税対象者情報ファイルと同様に、平成27年10月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等、民間事業者を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は評価書の25ページの委託事項1に記載のとおり。

このファイルの情報は、他自治体との二重課税を防ぐため、紙及び地方税共同機構を介して提供を行う。内容は評価書の 26 ページに記載のとおり。

このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとしている。

(ウ) 課税台帳情報ファイル

課税台帳情報ファイルは、番号利用法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての総合的な課税情報を蓄積したファイルである。このファイルは、個人番号、その他識別情報（内部番号）、地方税関係情報が記録されているもので、課税対象者情報ファイルと同様に、平成 27 年 10 月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び各資料の合算を行い、課税台帳を作成する際に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務については派遣契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は評価書の 38 ページの委託事項 1 に記載のとおり。

このファイルの情報は、国や県、他市町村に情報提供ネットワークシステムを介した提供や他課業務において市民サービスを行う上で必要なため、庁内連携システムを介した移転が行われる。それぞれの提供先・移転先の業務等については評価書別添 4、別添 5 の一覧に記載のとおり。

このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとしている。

(エ) 個人住民税課税情報ファイル

個人住民税課税情報ファイルは、番号利用法施行日当日以降、賦課期日時点で本市内に住民票が存在する市在住者、または本市内に事務所または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告があった者、及びその扶養親族についての当初時期の課税情報を蓄積したファイルである。このファイルは、個人番号、4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票関係情報、地方税関係情報が記録さ

れているもので、平成29年1月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

本人もしくは代理人からの申請等に加え、市民窓口センター、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・独立行政法人等、民間事業者を介して、都度入手するもの。なお、このファイルを取り扱う担当課は市民税課で、課税資料の名寄せ及び各資料の合算処理を行う際に利用する。

このファイルの取り扱いに係わる業務のうち、システムエンジニア派遣業務、申告受付派遣業務、及び賦課資料データエントリー業務の3業務については派遣契約または業務委託契約を締結している。システムエンジニア派遣業務は、個人住民税システム等の運用保守支援を行うもので、内容は評価書の53ページの委託事項1に記載のとおり。申告受付派遣業務は、本市の申告受付窓口で申告書受付事務及びシステムへの入力作業の支援を行うもので、内容は評価書の53ページから54ページの委託事項2に記載のとおり。賦課資料データエントリー業務は、賦課資料のデータエントリーを行うもので、内容は評価書の54ページの委託事項3に記載のとおり。

このファイルの情報は、提供及び移転は行っていない。

このファイルの情報の保管・消去については、課税対象者情報ファイルと同様の取り扱いとする。

ウ しきい値判断の結果

(ア) 特定個人情報の保有数 約44万人

(賦課期日時点で本市に住所を有する個人、または本市内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者、及びその扶養親族)

(イ) 情報の取扱者数 約107人

(市民税課職員：約76人(会計年度任用職員含む)、申告受付派遣業務：7人、賦課資料データエントリー業務：約15人、システムエンジニア派遣業務：9人)

(ウ) 過去における重大事故 なし

(エ) 評価実施機関

藤沢市長 (所管部署：財務部市民税課)

(オ) 公表しない部分の有無・範囲 なし

(カ) 個人番号の保有時期 平成27年10月～

(キ) リスク及び対策

リスクについては、ファイルに関するリスクは大きく分けて特定個人情報の入手及び使用、ファイルの取扱いの委託、提供・移転、情報提供ネットワークとの接続、保管・消去の6項目について、それ以外のリスクについては監査や従業員に対す

る教育・啓発、その他の対策の3項目について明記している。
(3) 特定個人情報保護評価書の主な変更点

ア 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、個人住民税課税情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

① 保管場所

① サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。

② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

③ 消去方法

① 特定個人情報の消去は地方自治体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

② クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしながら確実にデータを消去する。

③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドに移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

イ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、個人住民税課税情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

<リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク>

⑤ 物理的対策

① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウド

サービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥ 技術的対策

① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

② 地方公共団体が委託した ASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」（令和 4 年 10 月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運営管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や DDoS 対策を 24 時間 365 日講じる。

④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤ 地方公共団体が委託した A S P 又はガバメント運用管理補助者は、導入している O S 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦ 地方公共団体や A S P 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる

<リスク 3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

○消去手順 手順の内容

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等に準拠したプロセスにしたがっ

て確実にデータを消去する。

ウ 「IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 」に次の項目を追加する。

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

エ 「IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」に次の項目を追加する。

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとなる。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

(4) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2024年（令和6年）9月 5日から

2024年（令和6年）10月 4日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(5) 提出書類

ア 特定個人情報保護評価書（案）

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

ウ 特定個人情報保護評価に関する規則

エ 特定個人情報保護評価指針

オ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（抜粋）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べている。

ア 令和2年に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し（答申第1025号）、同年に全項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（2）に、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする、と規定されていることから、全項目評価を再実施するため、本評価書を作成した。

（ア）本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載した。

（イ）しきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分であるため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。なお、特定個人情報ファイルの取扱者数は、市民税課職員及び業務委託先の従業員約107人である。

（ウ）過去に特定個人情報に関する重大事故の発生は起きていない。

ウ 指針第5の3（3）イに、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されていることから、2024年（令和6年）9月5日から同年10月4日までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかった。

エ 指針第5の3（3）イに、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定める実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の変更点について、次のように述べている。

ア 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、個人住民税課税情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

① 保管場所

- ① サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ③ 消去方法
 - ① 特定個人情報の消去は地方自治体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
 - ② クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしがって確実にデータを消去する。
 - ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドに移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

イ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、個人住民税課税情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。
＜リスク 1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク＞

- ⑤ 物理的対策
 - ① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 - ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ⑥ 技術的対策

- ① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ② 地方公共団体が委託した ASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」（令和 4 年 10 月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運営管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や DDoS 対策を 24 時間 365 日講じる。
- ④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤ 地方公共団体が委託した A S P 又はガバメント運用管理補助者は、導入している O S 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦ 地方公共団体や A S P 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる

<リスク 3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

○消去手順 手順の内容

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

ウ 「IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 」に次の項目を追加する。

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監

査を行うこととしている。

エ 「Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」に次の項目を追加する。

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとなる。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

以 上